

「114 ダイレクト利用規定」の改定内容（新旧対比表）

※下線が改定部分

改定箇所	改定前	改定後
<p>第1条第1項 114 ダイレクトとは</p>	<p>1. 114 ダイレクト（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）がパーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンやタブレット端末等）を含みます）<u>・モバイル機器（情報提供サービス対応型の当行所定の携帯情報端末等（前述の高機能携帯端末は含みません））等を通じて、インターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスをいいます（以下、パーソナルコンピューター等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、モバイル機器等を通じた通信事業者が提供するネットワークサービスによる取引を「モバイルバンキング」といいます）。</u> 本サービスで依頼できる機器毎の取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。</p>	<p>1. 114 ダイレクト（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）がパーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンやタブレット端末等）を含みます）<u>等を通じて、インターネットにより当行に取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスをいいます（削除）。</u> 本サービスで依頼できる機器毎の取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。</p>
<p>第4条 ご利用限度額</p>	<p>本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は、毎日日本時間の午前0時とします）。 このうち、お客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、<u>インターネットバンキング、モバイルバンキング</u>により登録いただけます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、当行所定の書面により登録いただけます。 なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。</p>	<p>本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は、毎日日本時間の午前0時とします）。 このうち、お客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、<u>本サービス</u>により登録いただけます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、当行所定の書面により登録いただけます。 なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。</p>
<p>第5条 ご利用方法</p>	<p>第5条 <u>インターネットバンキング、モバイルバンキングのご利用方法</u></p>	<p>第5条 <u>ご利用方法</u></p>
<p>第5条第1項 ご利用方法</p>	<p>1. <u>インターネットバンキング、モバイルバンキングのご利用にあたっては、それぞれパーソナルコンピューター等の端末機やモバイル機器等の画面上で当行所定の初回登録を行っていただきます。ただし、次項の場合を除きます。</u> また、<u>インターネットバンキング、モバイルバンキングのご利用を中止する場合は、同じくパーソナルコンピューター等の端末機やモバイル機器等の画面にしたがって登録を行っていただきます。</u></p>	<p>本サービスのご利用にあたっては、<u>(削除)</u>パーソナルコンピューター等の端末機（削除）の画面上で当行所定の初回登録を行っていただきます。ただし、次項の場合を除きます。 また、<u>本サービスのご利用を中止する場合は、同じくパーソナルコンピューター等の端末機（削除）の画面にしたがって登録を行っていただきます。</u></p>

<p>第5条第2項 ご利用方法</p>	<p>2. オンラインサインアップによりIBログインパスワードを登録されたお客さまは前項のご利用方法および第10条第2項1のIBログインパスワードの届出方法にかかわらず、以下のお取扱いとなります。</p> <p>(1) 本サービスのお申込直後から当行所定の取引をご利用いただけます。ただし、振込等一部の取引はご利用できません。</p> <p>(2) ご契約者カードの郵送到着前にインターネットバンキングにログインするには、お申込完了時に当行が指定するご契約者番号とお客さまが登録するIBログインパスワードが必要となります。</p> <p>(3) 第10条第2項1で定めるインターネットバンキングの初回登録は不要です(モバイルバンキングを利用する場合の初回登録は別途必要です)。</p> <p>(4) ご契約者カードの郵送到着前にパスワード等がロックした場合には、ご契約者カードが到着するまでロック解除手続を行えません。また、ご契約者番号を失念された場合もご契約者カードが郵送されるまでご利用できません。</p> <p>(5) ご契約者カードがお手元に届き次第、すみやかにインターネットバンキングにログインして「ご契約者カード受取登録」を行うことが必要です。同登録を行うことによりインターネットバンキングの全てのサービスがご利用可能となります。</p> <p>(6) お申込日から一定期間を経過すると「ご契約者カード受取登録」を行うまで、一部を除きインターネットバンキングが利用できなくなります。</p>	<p>オンラインサインアップによりIBログインパスワードを登録されたお客さまは前項のご利用方法および第10条第2項1のIBログインパスワードの届出方法にかかわらず、以下のお取扱いとなります。</p> <p>(1) 本サービスのお申込直後から当行所定の取引をご利用いただけます。ただし、振込等一部の取引はご利用できません。</p> <p>(2) ご契約者カードの郵送到着前に本サービスにログインするには、お申込完了時に当行が指定するご契約者番号とお客さまが登録するIBログインパスワードが必要となります。</p> <p>(3) 第10条第2項1で定める本サービスの初回登録は不要です(削除)。</p> <p>(4) ご契約者カードの郵送到着前にパスワード等がロックした場合には、ご契約者カードが到着するまでロック解除手続を行えません。また、ご契約者番号を失念された場合もご契約者カードが郵送されるまでご利用できません。</p> <p>(5) ご契約者カードがお手元に届き次第、すみやかに本サービスにログインして「ご契約者カード受取登録」を行うことが必要です。同登録を行うことにより本サービスの全てのサービスがご利用可能となります。</p> <p>(6) お申込日から一定期間を経過すると「ご契約者カード受取登録」を行うまで、一部を除き本サービスが利用できなくなります。</p>
<p>第8条第1項 Eメールアドレス</p>	<p>1. Eメールアドレスの届出 お客さまは、本サービスの契約にあたり、必ずお客さまご自身のEメールアドレスをインターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面上で登録することとします。</p>	<p>1. Eメールアドレスの届出 お客さまは、本サービスの契約にあたり、必ずお客さまご自身のEメールアドレスを本サービスの画面上で登録することとします。</p>
<p>第8条第2項 Eメールアドレス</p>	<p>2. Eメールアドレスの変更 Eメールアドレスの変更は、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面上で受け付けします。</p>	<p>2. Eメールアドレスの変更 Eメールアドレスの変更は、本サービスの画面上で受け付けします。</p>
<p>第10条第2項 本人確認</p>	<p>2. (1) お客さまは、本サービスのご契約に際して、「ダイレクトパスワード」を当行所定の手続により届出のものとしします。また、インターネットバンキングの初回登録に際して、インターネットバンキングで使用する「IBログインパスワード」を届出のものとしします。</p> <p>「ダイレクトパスワード」「IBログインパスワード」は生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。</p>	<p>2. (1) お客さまは、本サービスのご契約に際して、「ダイレクトパスワード」を当行所定の手続により届出のものとしします。また、本サービスの初回登録に際して、本サービスで使用する「IBログインパスワード」を届出のものとしします。</p> <p>「ダイレクトパスワード」「IBログインパスワード」は生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。</p>

第10条第3項 本人確認	モバイルバンキングの初回登録により、お客さまのモバイル機器等から自動的に送信される契約者の固有情報をモバイル情報として当行に登録するものとします。	(削除)
第10条第3項 本人確認	<p>4. 本サービスの利用の際に、当行はインターネット等によってお客さまから通知された次の番号等（以下、「番号等」といいます）と、当行に登録されている各番号等との一致を確認することにより本人確認を行います。</p> <p>本サービスの本人確認に使用する組合せは取引内容により異なる場合があります。</p> <p>なお、「確認番号」は取引の都度、「確認番号表」の中から任意の数字を当行より指定します。</p> <p>(1) 「ご契約者番号」 (2) 「確認番号」 (3) 「ダイレクトパスワード」 (4) 「I Bログインパスワード」 (5) <u>モバイル機器等から送信される契約者の固有情報</u> (6) 代表口座のキャッシュカードの暗証番号 (7) その他当行所定の番号等</p>	<p>3. 本サービスの利用の際に、当行はインターネット等によってお客さまから通知された次の番号等（以下、「番号等」といいます）と、当行に登録されている各番号等との一致を確認することにより本人確認を行います。</p> <p>本サービスの本人確認に使用する組合せは取引内容により異なる場合があります。</p> <p>なお、「確認番号」は取引の都度、「確認番号表」の中から任意の数字を当行より指定します。</p> <p>(1) 「ご契約者番号」 (2) 「確認番号」 (3) 「ダイレクトパスワード」 (4) 「I Bログインパスワード」 <u>(削除)</u> (5) 代表口座のキャッシュカードの暗証番号 (6) その他当行所定の番号等</p>
第10条第4項 本人確認	第10条第 <u>5</u> 項	第10条第 <u>4</u> 項
第10条第5項 本人確認	第10条第 <u>6</u> 項	第10条第 <u>5</u> 項
第10条第6項 本人確認	<p>7. (1) お客さまが「ご契約者カード」や当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、モバイルバンキングの初回登録を行ったモバイル機器等を紛失・盗難などで失った場合、またはお取引の安全性を確保するため「確認番号」の変更を行いたい場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届出てください。この届出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当行はこの届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。</p> <p>なお、「ご契約者カード」の再発行の依頼は当行所定の方法により行うものとします。</p> <p>(2) 前号のうち、「ご契約者カード」や当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、<u>モバイルバンキングの初回登録を行ったモバイル機器等</u>を失った旨、および「確認番号」の変更に先立ち本サービスの取引を一時停止したい旨の届出については、電話によることができます。この場合、当行は前号と同様に取扱います。</p>	<p>6. (1) お客さまが「ご契約者カード」や当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター等の<u>端末機</u>を紛失・盗難などで失った場合、またはお取引の安全性を確保するため「確認番号」の変更を行いたい場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届出てください。この届出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当行はこの届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。</p> <p>なお、「ご契約者カード」の再発行の依頼は当行所定の方法により行うものとします。</p> <p>(2) 前号のうち、「ご契約者カード」や当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター等の<u>端末機</u>を失った旨、および「確認番号」の変更に先立ち本サービスの取引を一時停止したい旨の届出については、電話によることができます。この場合、当行は前号と同様に取扱います。</p>

第10条第7項 本人確認	第10条第8項	第10条第7項
第10条第8項 本人確認	9. (1) 「 <u>ダイレクトパスワード</u> 」を変更する場合は、 <u>インターネットバンキング</u> 、 <u>モバイルバンキング</u> または当行所定の書面により届出てください。 「 <u>I Bログインパスワード</u> 」を変更する場合は、 <u>インターネットバンキング</u> にて届出てください。	8. (1) 「 <u>ダイレクトパスワード</u> 」を変更する場合は、 <u>本サービス</u> または当行所定の書面により届出てください。 「 <u>I Bログインパスワード</u> 」を変更する場合は、 <u>本サービス</u> にて届出てください。
第18条第1項 投資信託取引	1. 内容 (1) 契約者は <u>インターネットバンキング</u> を利用して、「サービス利用口座」に届出の投資信託取引・振替決済口座について、次の取引依頼を行うことができます。なお、契約者が投資信託取引において注文できる投資信託は、当行所定のものに限り、1回あたりの取引金額の上限・下限については、当行所定の金額とします。	1. 内容 (1) 契約者は <u>本サービス</u> を利用して、「サービス利用口座」に届出の投資信託取引・振替決済口座について、次の取引依頼を行うことができます。なお、契約者が投資信託取引において注文できる投資信託は、当行所定のものに限り、1回あたりの取引金額の上限・下限については、当行所定の金額とします。
第18条第2項 投資信託取引	2. 金銭の受渡清算方法 (1) 投資信託の購入 ① 投資信託の購入にあたっては、投資信託の購入金額を、投資信託指定預金口座として届出た普通預金口座から引落します。投資信託指定預金口座は必ず本サービスの「代表口座」または「サービス利用口座」として登録するものとします。 ② <u>インターネットバンキング</u> での投資信託購入取引において、購入代金の引落は、取引実行の依頼を受付けた時点でを行います。 ③ 購入代金引落後の支払口座の残高が0円未満になる場合は、支払可能残高が引落金額を上回っていても引落は行いません。この場合、取引の依頼はなかったものとして取扱います。	2. 金銭の受渡清算方法 (1) 投資信託の購入 ① 投資信託の購入にあたっては、投資信託の購入金額を、投資信託指定預金口座として届出た普通預金口座から引落します。投資信託指定預金口座は必ず本サービスの「代表口座」または「サービス利用口座」として登録するものとします。 ② <u>本サービス</u> での投資信託購入取引において、購入代金の引落は、取引実行の依頼を受付けた時点でを行います。 ③ 購入代金引落後の支払口座の残高が0円未満になる場合は、支払可能残高が引落金額を上回っていても引落は行いません。この場合、取引の依頼はなかったものとして取扱います。
第20条第2項 税金・各種料金払込	2. 払込手続 収納機関から通知された「 <u>収納機関番号</u> 」、「 <u>お客様番号(納付番号)</u> 」、「 <u>確認番号</u> 」(ご契約者カード記載の確認番号ではありません)およびその他の所定事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。 なお、お客さまが収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等の支払方法として、 <u>インターネットバンキング</u> または <u>モバイルバンキング</u> の料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が <u>インターネットバンキング</u> または <u>モバイルバンキング</u> に引継がれます。お客さまは、 <u>インターネットバンキング</u> または <u>モバイルバンキング</u> の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払込みの依頼を行ってください。	2. 払込手続 収納機関から通知された「 <u>収納機関番号</u> 」、「 <u>お客様番号(納付番号)</u> 」、「 <u>確認番号</u> 」(ご契約者カード記載の確認番号ではありません)およびその他の所定事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。 なお、お客さまが収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等の支払方法として、 <u>本サービス</u> の料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が <u>本サービス</u> に引継がれます。お客さまは、 <u>本サービス</u> の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払込みの依頼を行ってください。

<p>第 21 条第 1 項 住宅ローン一部繰上返済</p>	<p>1. 内容 (1) お客さまは当行でお借入れの代表口座またはサービス利用口座を返済口座とする住宅ローンについて、<u>インターネットバンキング</u>を利用して債務の一部を期限前に繰り上げて返済（一部繰上返済）する依頼を行うことができます。</p>	<p>1. 内容 (1) お客さまは当行でお借入れの代表口座またはサービス利用口座を返済口座とする住宅ローンについて、<u>本サービス</u>を利用して債務の一部を期限前に繰り上げて返済（一部繰上返済）する依頼を行うことができます。</p>
<p>第 21 条第 3 項 住宅ローン一部繰上返済</p>	<p>第 21 条第 3 項 <u>インターネットバンキング</u>による住宅ローン一部繰上返済の依頼</p>	<p>第 21 条第 3 項 <u>本サービス</u>による住宅ローン一部繰上返済の依頼</p>
<p>第 28 条第 2 項 不正な取引による被害の補てん</p>	<p>2. 補てん金額等 前項の請求がなされた場合、当該不正な取引がお客さまの故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた不正な取引にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます）を、第 10 条<u>5</u>項、<u>7</u>項の各規定にかかわらず補てんするものとします。</p>	<p>2. 補てん金額等 前項の請求がなされた場合、当該不正な取引がお客さまの故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた不正な取引にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます）を、第 10 条<u>4</u>項、<u>6</u>項の各規定にかかわらず補てんするものとします。</p>